

内子町不当要求行為等防止対策条例

(目的)

第1条 この条例は、町の事務事業に係る不当要求行為等に対し、組織として毅然と対処するとともに、それらを未然に防止するための組織的な体制を整備し、もって公務の円滑かつ適正な執行を確保し、町民に信頼される公正公平な行政の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「不当要求行為等」とは、公正な職務の遂行を損ない、又は損なうおそれがある次に掲げる行為をいう。

- (1) 町が行う全ての行為に関し、正当な理由なく、特定の個人又は法人その他の団体に対し有利又は不利な取扱いを要求する行為
- (2) 町が行う全ての行為に対し、正当な理由なく、その達成を妨害し、又は遅延させることを目的に行われる行為
- (3) 職員の採用その他の人事に関し、正当な理由なく、特定の処分その他の行為を要求する行為
- (4) 職員に対し、正当な理由なく、その職務上知り得た情報の提供を求め、又は当該職員がその職務上成し得る特定の行為を求める行為
- (5) 正当な理由なく、職員に面会を要求する行為又は長時間職員を拘束する行為
- (6) 職員に対し、自らの要求を直接的又は間接的に実現するため、違法又は暴力的行為その他社会的常識を逸脱した手段を用いる次の行為
 - ア 身体の一部や器具を使って、故意に職員を傷つけようとする行為
 - イ 職員が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込む程度の強迫行為
 - ウ 正常な業務が遂行できない程度の喧騒行為
 - エ 粗野又は乱暴な言動により職員に嫌悪の情を抱かせる行為
 - オ 正当な権利行使を装い、又は団体の威力を示す等社会常識を逸脱した手段により、物品の購入、金品及び権利を不当に要求する行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町の事務事業の適正な執行並びに庁舎等の施設の保全及び秩序の維持に支障を生じさせる、又はそのおそれのある行為

(職員の責務)

第3条 職員は、常に町民の福祉の増進を目指して公正な職務の遂行に当たらなければならない。

2 職員は、不当要求行為等に対しては、これを拒否しなければならない。この場合において、当該不当要求行為等が明らかに違法と認められる場合又は職員その他の者に切迫した危険が思料される場合には、上司の指示又は職員自らの判断により、警察への通報その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 職員は、不当要求行為等があったときは、その内容を記録するとともに、直ちに第5条第1項に規定する不当要求行為等防止対策責任者に報告しなければならない。

(町民等の責務)

第4条 何人も、職員に対して、不当要求行為等を行ってはならない。

(対策責任者)

第5条 町長は、町の組織内における不当要求行為等の予防、対策その他の措置を日常的に講ずるために、不当要求行為等防止対策責任者（以下「対策責任者」という。）を置く。

- 2 対策責任者は、課長その他課長に準ずる職にある者をもって充てる。
- 3 対策責任者は、日常的な予防策の徹底、職員の訓練及び事案発生時の指示等を担当する。
- 4 対策責任者は、第3条第3項の規定による報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、次条第1項に規定する内子町不当要求行為等防止対策委員会に報告しなければならない。

(委員会の設置)

第6条 町の事務事業に対する不当要求行為等に対し、基本的な対策を講じ、的確に対応するため、内子町不当要求行為等防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、副町長をもって充てる。
- 4 副委員長は、総務課長をもって充てる。
- 5 委員は、委員長が必要と認める職員をもって充てる。
- 6 委員長が必要と認めたときは、不当要求行為等に関係する委員でない職員その他の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 委員会は、前条第4項の規定による報告その他の不当要求行為等に関する報告を受けたときは、当該不当要求行為等に関し、速やかに調査を行い、その結果を町長に報告するものとする。
- 8 委員会の庶務は、総務課において行う。

(委員会の所掌事項)

第7条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 不当要求行為等に関する情報交換及び連絡調整
- (2) 警察署、弁護士その他関係機関との協議
- (3) 不当要求行為等に関する対応方針及び事後措置の協議検討
- (4) その他委員長が必要と認める事項

(不当要求行為等の行為者への警告等)

第8条 町長は、委員会から不当要求行為等の報告を受けたときは、当該報告に基づき、不当要求行為等の行為者に対し、文書での警告、警察への通報、仮処分の申立てその他不当要求行為等に対し採るべき必要な措置を講じなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、当該不当要求行為等がやまないときは、当該不当要求行為等の行為者の氏名又は名称、不当要求行為等の内容その他必要と認める事項を公表することができる。
- 3 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該不当要求行為等の行為者に対し公表をする旨を通知し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該不当要求行為等が第2条第6号に該当するときは、この限りでない。
- 4 第1項の報告に係る不当要求行為等の行為者が事業を営む個人又は法人その他の団体の代表者、役員その他の重要な構成員である場合には、当該事業を営むものの入札に係る指名を停止し、又は指名しないことができる。

(警察との連携)

第9条 町長は、職員が不当要求行為等を受けたときは、警察と連携して対応するものとする。

(職員の保護)

第10条 町長は、職員が不当要求行為等を拒否したことにより、当該不当要求行為等の行為者から違法又は不当な権利侵害を受けることのないよう必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、当該権利侵害を受けることとなった職員に対し、必要な援助、保護等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。